

令和4年3月25日

第5回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第5回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和4年3月25日（金）午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

- (1) 議案第9号 令和4年度倉吉市の教育方針と重点施策について…………… 1
- (2) 議案第10号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について…………… 3
- (3) 議案第11号 地域学校委員会委員の任命について…………… 5
- (4) 議案第12号 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について…… 10
- (5) 議案第13号 倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の制定
について…………… 13
- (6) 議案第14号 倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の
一部改正について…………… 19
- (7) 議案第15号 倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正に
ついて…………… 23
- (8) 議案第16号 行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の
一部改正について…………… 26

5 教育長報告

6 報告事項 各課報告（別紙）

7 その他

8 閉 会

議案第9号

令和4年度倉吉市の教育方針と重点施策について

令和4年度倉吉市の教育方針と重点施策を別紙のとおり定めることについて、本委員会の承認を求める。

令和4年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 10 号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

次のとおり学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 25 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

令和4年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師・耳鼻科医・眼科医名簿

委嘱期間 自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
小学校	西郷小学校	倉吉市昭和町一	東伯郡湯梨浜町田後	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬	米子市上福原	倉吉市上井町一	
		岡本 賢	倉繁雅弘	中塩友一	山崎愛語	森廣敬一	
	河北小学校	東伯郡湯梨浜町長江	倉吉市福庭町一	米子市両三柳	米子市上福原	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		遠藤 充	岸田宗丈	渋川貴規	山崎愛語	野島病院(委託)	
	明倫小学校	倉吉市新町三	倉吉市清谷町一	倉吉市東町	倉吉市東昭和町	倉吉市上井町一	耳鼻科医 橋本好充
		松田 隆	濱吉淳一	中島慶子	県立厚生病院(委託)	森廣敬一	
	成徳小学校	倉吉市上井	倉吉市明治町	倉吉市海田西町二	倉吉市東昭和町	倉吉市新陽町	耳鼻科医 橋本好充
		坂本恵理	森本英嗣	富盛裕司	県立厚生病院(委託)	井東弘子	
	上灘小学校	倉吉市昭和町一	倉吉市駄経寺町二	倉吉市昭和町	倉吉市昭和町一	倉吉市新陽町	
		岡本 賢	山本剛志	小林千里	石津吉彦	井東弘子	
	小鴨小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市秋喜	倉吉市八幡町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		大石一康	近豊浩	加藤美加	石津吉彦	野島病院(委託)	
	上小鴨小学校	倉吉市福山	東伯郡北栄町下神	倉吉市東町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		安梅正則	岡本貴史	西尾琢也	石津吉彦	野島病院(委託)	
	北谷小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市生田	倉吉市清谷町一	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		大石一康	花池泰徳	齋尾裕紀	石津吉彦	野島病院(委託)	
高城小学校	倉吉市福山	倉吉市西町	倉吉市八幡町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	安梅正則	熊野秀子	米田恭子	石津吉彦	野島病院(委託)		
社小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市秋喜	鳥取市青谷町青谷	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	桑名慎太郎	井上雅江	石津吉彦	野島病院(委託)		
灘手小学校	倉吉市清谷町一	倉吉市幸町	倉吉市井手畑	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	濱吉 麻里	明島淳吾	岩間徹	石津吉彦	野島病院(委託)		
上北条小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市井手畑	倉吉市伊木	米子市上福原	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	王秀樹	山田弘毅	山崎愛語	野島病院(委託)		
関金小学校	倉吉市福山	倉吉市関金町関金宿	北栄町亀谷	倉吉市東昭和町	瀬崎町	耳鼻科医 橋本好充 眼科医 寺坂祐樹	
	安梅正則	小川育成	田中靖章	県立厚生病院(委託)	野島病院(委託)		

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
中学校	東中学校	倉吉市昭和町一	倉吉市昭和町一	倉吉市昭和町一		倉吉市新陽町	
		岡本 賢	木本達己	石津八重美		井東弘子	
	西中学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市生田	倉吉市福守町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		大石一康	花池泰徳	植田克己		野島病院(委託)	
	久米中学校	倉吉市新町三	倉吉市天神町	倉吉市上灘町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		森脇良太	河崎一寿	忌部義夫		野島病院(委託)	
	河北中学校	倉吉市堺町二	倉吉市みどり町	倉吉市八幡町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		西田法孝	林秀昭	加藤圭二		野島病院(委託)	
	鴨川中学校	倉吉市福山	倉吉市東町	倉吉市米田町二		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		安梅正則	山本回	中尾宗彦		野島病院(委託)	

議案第 11 号

倉吉市地域学校委員会委員の任命について

次のとおり倉吉市地域学校委員会の委員を任命することについて、倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）第36条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和4年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 12 号

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正することについて、本委員会の承認を
求める。

令和4年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

【改正理由】

教育行政の効率的な運営及び倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う倉吉パークスクエア内の倉吉交流プラザ並びにふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「ふれあい広場等」といいます。）の効率的な管理に資するため、文化財課に置く係及び図書館長の専決事項を見直すよう、倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 文化財課に文化財保護係及び埋蔵文化財係を置くこととした。 (第5条関係)
- 2 教育機関にふれあい広場等を加えることとした。 (第10条関係)
- 3 図書館長の専決事項に倉吉交流プラザの施設及び設備の使用許可に関する事、及びふれあい広場等内での行為の許可に関する事を加えることとした。 (第23条関係)
- 4 この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>第5条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td><u>文化財保護係</u> <u>埋蔵文化財係</u></td> </tr> </tbody> </table>	課	係等	略		文化財課	<u>文化財保護係</u> <u>埋蔵文化財係</u>	<p>第5条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td><u>文化財係</u></td> </tr> </tbody> </table>	課	係等	略		文化財課	<u>文化財係</u>																				
課	係等																																
略																																	
文化財課	<u>文化財保護係</u> <u>埋蔵文化財係</u>																																
課	係等																																
略																																	
文化財課	<u>文化財係</u>																																
<p>第10条 教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関</th> <th style="text-align: center;">設置条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市営温水プール</td> <td>倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例</td> </tr> <tr> <td>ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「ふれあい広場等」という。）</td> <td>倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（課長の専決事項）</p> <p>第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課長</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">図書館長</td> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td>3 <u>倉吉交流プラザの施設及び設備の使用許可に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>4 <u>ふれあい広場等内での行為の許可に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	設置条例	略		倉吉市営温水プール	倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例	ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「ふれあい広場等」という。）	倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例	略		課長	専決事項	略		図書館長	1・2 略	3 <u>倉吉交流プラザの施設及び設備の使用許可に関すること。</u>	4 <u>ふれあい広場等内での行為の許可に関すること。</u>	<p>第10条 教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関</th> <th style="text-align: center;">設置条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市営温水プール</td> <td>倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（課長の専決事項）</p> <p>第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課長</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> <td>1・2 略</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	設置条例	略		倉吉市営温水プール	倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例	略		課長	専決事項	略		図書館長	1・2 略
教育機関	設置条例																																
略																																	
倉吉市営温水プール	倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例																																
ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「ふれあい広場等」という。）	倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例																																
略																																	
課長	専決事項																																
略																																	
図書館長	1・2 略																																
	3 <u>倉吉交流プラザの施設及び設備の使用許可に関すること。</u>																																
	4 <u>ふれあい広場等内での行為の許可に関すること。</u>																																
教育機関	設置条例																																
略																																	
倉吉市営温水プール	倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例																																
略																																	
課長	専決事項																																
略																																	
図書館長	1・2 略																																

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 13 号

倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の制定について

次のとおり倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則を制定することについて、本委員会の承認を求める。

令和4年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の制定について

【制定理由】

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正により、倉吉パークスクエアのふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「ふれあい広場等」といいます。）の所管が市長部局から教育委員会に移ることに伴い、ふれあい広場等の管理について必要な事項を定めるよう倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則を制定するものです。なお、この規則の制定にあわせ、これまで市長の規則として定められていた、倉吉パークスクエア広場の管理及び運営に関する規則は、令和4年3月31日をもって廃止される見込みです。

【制定要旨】

- 1 この規則の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 行為の許可に係るふれあい広場等の使用日時を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 ふれあい広場等での行為の許可の申請及びその取消しの手続を定めることとした。 (第3条、第4条関係)
- 4 この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 5 必要な準備行為に関する規定を置くこととした。 (附則第2項関係)

倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例第20条の広場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可に係る広場の使用日時)

第2条 条例第20条第1項の許可（以下「行為の許可」という。）に係る広場の使用日時は、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合を除く。）及び休日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(行為の許可の申請等)

第3条 行為の許可を受けようとする者は、教育委員会に倉吉パークスクエア広場内行為許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、行為の許可をしたときは、倉吉パークスクエア広場内行為許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(行為の取消し)

第4条 行為許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る行為を取消ししようとするときは、倉吉パークスクエア広場内行為取消願（様式第3号）に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による許可その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

倉吉パークスクエア広場内行為許可申請書

年 月 日

（宛先）

倉吉市教育委員会

郵便番号

住 所

申請者（団体にあつては、所在地）

氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話

倉吉パークスクエアの広場において次の行為をしたいので、申請します。

使 用 場 所		使用面積	m ²
行 為 の 目 的 （行為の内容）			
使 用 人 数			
使 用 期 間	年 月 日（曜日）	時 分	から
	年 月 日（曜日）	時 分	まで
電 気 の 使 用	有 ・ 無		
特 別 設 備 等	設置する（テント・ ） ・ 設置しない		
車による搬入等	有（台数 ） ・ 無		
入 場 料 等	徴収する（ ） ・ 徴収しない		
使 用 責 任 者	住所 氏名 電話		

様式第2号（第3条関係）

倉吉パークスクエア広場内行為許可書

第 号
年 月 日

様

倉吉市教育委員会

印

倉吉パークスクエアの広場での行為について、次のとおり許可します。

使用場所		使用面積	m ²
行為の目的 (行為の内容)			
使用人数			
使用期間	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
電気の使用	有 ・ 無		
特別設備等	設置する (テント・) ・ 設置しない		
車による搬入等	有 (台数) ・ 無		
入場料等	徴収する () ・ 徴収しない		
使用責任者	住所 氏名 電話		
許可の条件			

倉吉パークスクエア広場内行為取消願

年 月 日

（宛先）

倉吉市教育委員会

郵便番号

住 所

申請者（団体にあつては、所在地）

氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話

倉吉パークスクエア広場での行為の許可について、次のとおり取消ししてください。

許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
使用場所		使用面積	m ²
行為の目的 （行為の内容）			
使用期間	年 月 日（曜日）	時 分から	
	年 月 日（曜日）	時 分まで	
取消しの理由			

添付書類 取消しに係る行為許可証

議案第 14 号

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和4年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について

【改正理由】

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正により、倉吉パークスクエアのふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「ふれあい広場等」といいます。）の所管を市長部局から教育委員会に移すことに伴い、ふれあい広場等の使用料の減免について必要な事項を定め、及びふれあい広場等その他の教育委員会所管施設についての使用料の還付について必要な事項を定めるよう、倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 題名を改めることとした。 (題名関係)
- 2 ふれあい広場等の減免事由を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 使用料の還付について定めることとした。 (新第3条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、原則として、令和4年4月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 6 必要な準備行為を置くこととした。 (附則第2項関係)

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則（平成25年倉吉市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、倉吉市立学校施設使用条例（平成3年倉吉市条例第16号。以下「<u>学校施設条例</u>」という。）第12条、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号。以下「<u>パークスクエア条例</u>」という。）第24条及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第9号）第9条の規定に基づき、倉吉市立学校施設、倉吉交流プラザ、ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場並びに倉吉博物館及び倉吉歴史民俗資料館（以下「教育委員会所管施設」という。）の使用料及び入館料（以下「使用料等」という。）の減免及び還付について、必要な事項を定める。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">教育委員会所管施設</th> <th style="width: 15%;">使用料等</th> <th style="width: 70%;">減免事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉交流プラザ</td> <td>使用料</td> <td>1～4 略</td> </tr> <tr> <td>ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場</td> <td>使用料</td> <td>1 市の機関が主催して事業を行うとき。 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他これらに準ずると市長が認める者（以下「障がい者等」という。）及び</td> </tr> </tbody> </table>	教育委員会所管施設	使用料等	減免事由	略			倉吉交流プラザ	使用料	1～4 略	ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場	使用料	1 市の機関が主催して事業を行うとき。 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他これらに準ずると市長が認める者（以下「障がい者等」という。）及び	<p>倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、倉吉市立学校施設使用条例（平成3年倉吉市条例第16号）第12条、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）第24条及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第9号）第9条の規定に基づき、倉吉市立学校施設、倉吉交流プラザ、倉吉博物館及び倉吉歴史民俗資料館（以下「教育委員会所管施設」という。）の使用料及び入館料（以下「使用料等」という。）の減免について、必要な事項を定める。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">教育委員会所管施設</th> <th style="width: 15%;">使用料等</th> <th style="width: 70%;">減免事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉交流プラザ</td> <td>使用料</td> <td>1～4 略</td> </tr> </tbody> </table>	教育委員会所管施設	使用料等	減免事由	略			倉吉交流プラザ	使用料	1～4 略
教育委員会所管施設	使用料等	減免事由																				
略																						
倉吉交流プラザ	使用料	1～4 略																				
ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場	使用料	1 市の機関が主催して事業を行うとき。 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他これらに準ずると市長が認める者（以下「障がい者等」という。）及び																				
教育委員会所管施設	使用料等	減免事由																				
略																						
倉吉交流プラザ	使用料	1～4 略																				

		<p>その介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。</p> <p>3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。</p> <p>4 その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>
--	--	---

略

2 略

（使用料の還付）

第3条 市長は、学校施設条例第9条ただし書及びパークスクエア条例第13条の2（第22条において準用する場合を含む。）ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額又は割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）の使用料を、使用者に還付することができる。

（1） 使用者が、その責めに帰することができない理由により、教育委員会所管施設を使用できなくなった場合 全額

（2） 使用者が、その使用の日前の期間で教育委員会所管施設（その区分施設を含む。）ごとに別に定める日までに、使用の取消しを申し出た場合で、相当の理由があると認められる場合 2分の1

（3） その他市長が特に必要があると認める場合 市長が別に定める額

（補則）

第4条 略

--	--	--

略

2 略

（補則）

第3条 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則の規定についての準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

議案第 15 号

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和4年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

【改正理由】

図書館の管理及び運営の方法を明確にするため、倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 内部組織を置かないこととした。 (第2条関係)
- 2 係長を置かないこととした。 (第3条関係)
- 3 分掌事務に図書館の設備の使用許可に関するものを加えることとした。 (第6条関係)
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成13年倉吉市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に、必要に応じて次の職員を置く。 (1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第6条 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 <u>(9) 図書館の設備の使用許可に関すること。</u> <u>(10)</u> 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>(内部組織)</u></p> <p>第2条 <u>倉吉市立図書館に、次の係を置く。</u> <u>施設係</u> <u>図書係</u></p> <p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に、必要に応じて次の職員を置く。 (1)・(2) 略 <u>(3) 係長</u> <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第6条 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

次のとおり行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和4年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

【改正理由】

倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例（令和4年倉吉市条例第2号）が施行されることに伴い、公共施設等のうち教育委員会が所管するものにおいて、教育委員会の事務を補助する職員が同条例の規定により市長が行う事務処理を行うことができるようにするため、行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 教育委員会の事務を補助する職員は、市長の権限に属する事務のうち、倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例（令和4年倉吉市条例第2号）の規定により市長が行う事務処理に関すること（教育委員会が所管する公共施設等に関するものに限ります。）について、補助執行を行うこととした。 (別表第1関係)
- 2 この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成元年倉吉市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） 補助執行を行う事務		別表第1（第3条関係） 補助執行を行う事務	
事務部局	事項	事務部局	事項
教育委員会	1～5 略 6 倉吉市公共施設等における 放置自動車の適正な処理に 関する条例（平成27年倉吉市 条例第11号） <u>及び倉吉市公共 施設等における自転車等の 放置に対する措置に関する 条例（令和4年倉吉市条例第 2号）</u> の規定により市長が 行う事務処理に関すること （教育委員会が所管する公 共施設等に関するものに 限る。）。 7・8 略	教育委員会	1～5 略 6 倉吉市公共施設等にお ける放置自動車の適正な 処理に関する条例（平成 27年倉吉市条例第11 号）の規定により市長が 行う事務処理に関する こと（教育委員会が所 管する公共施設等に関 するものに限る。）。 7・8 略
略		略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。